

会 議 録

会議の名称	平成 30 年度第 15 回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成 31 年 2 月 8 日（金）午前 10 時 00 分から午前 10 時 25 分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	曾根原良仁委員長・上原敏彦委員長職務代理者・岩越笙子委員・中江滋秀委員 石橋尚事務局参与・菱川勝也事務局長・山本直哉主査
議 題	議案第36号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第37号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 報告事項 平成 30 年 12 月 23 日執行の西東京市議会議員選挙に対する異議申 出について そ の 他
会議資料 の 名 称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会 議 内 容

○ 委員長

定刻となりましたので、ただいまから平成 30 年度第 15 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。

本日の議案は 2 件、報告事項 1 件及びその他でございます。

始めに、議案第 36 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第 37 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。この 2 件は関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。

○ 事務局

議案第 36 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。

議案書の 1 ページをお開きください。

本案は、公職選挙法第 30 条の 6（在外選挙人名簿の登録）第 1 項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、議案書の 2 ページに記載の女性 1 人が、新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。

氏名や国内での最終住所、国外の滞在国等の詳細につきましては、議案書に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続けて議案書の 3 ページをお開きください。

議案第 37 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明

いたします。

本案は、公職選挙法第30条の11（在外選挙人名簿の登録の抹消）の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、議案書の4ページに記載の男性2人、女性2人の計4人が、登録抹消の要件に該当するに至ったことにより抹消となるものでございます。

氏名や国内での最終住所、帰国後の住民登録の内容等の詳細につきましては、議案書に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登載されている人数は、男性85人、女性101人、計186人となります。

以上で、議案第36号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第37号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特になし。

○ 委員長

特にないようですので、議案第36号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第37号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、報告事項に移ります。

『平成30年12月23日執行の西東京市議会議員選挙に対する異議申出について』事務局から報告を求めます。

○ 事務局

『平成30年12月23日執行の西東京市議会議員選挙に対する異議申出について』御報告させていただきます。

資料の5ページをお開きください。

平成30年12月23日執行の西東京市議会議員選挙に対する異議申出について、先日開催いたしました平成30年第14回西東京選挙管理委員会で、異議申出については却下することとし、事務手続きは委員長及び事務局に一任していただいたところです。

却下通知について、文書を作成し、平成31年1月23日付で異議申出人に通知いたしました。また、同日公職選挙法第215条の規定により告示をしております。

異議申出人が法律上、その権利を有していないことから却下としたことで、保留としておりました候補者への供託証明書の返還についても、各候補者に通知を送り、返還を始めております。

以上で『平成30年12月23日執行の西東京市議会議員選挙に対する異議申出について』の御報告とさせていただきます。

- 委員長
説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。
- 各委員
特になし。
- 委員長
特にないようですので、報告事項『平成 30 年 12 月 23 日執行の西東京市議会議員選挙に対する異議申出について』は、終わります。
以上で、本日予定の議案等は、全て終了いたしました。
次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

その他の内容について事務局より以下のとおり報告及び確認を行った。

- 1 平成 31 年第 1 回西東京市議会臨時会について
臨時会内で行われた内容について報告した。
- 2 その他の予定について
今後行われる各種会議への参加等について確認を行った。
- 3 次回選挙管理委員会の開催日程について
西東京市選挙人名簿登録者数(定時登録)を決定するため、平成 31 年 3 月 1 日に開催。

午前 10 時 25 分 終了

以上

平成 30 年度第 15 回西東京市選挙管理委員会

日 時 平成 31 年 2 月 8 日 (金)
午前 10 時 00 分から
会 場 西東京市役所保谷庁舎別棟
選挙管理委員会打合せ室

議案第36号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について

議案第37号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

報告事項 平成 30 年 12 月 23 日執行の西東京市議会議員選挙に対する
異議申出について

そ の 他

【配布資料】 決定書（異議申出に対する却下決定書）

議案第 36 号

西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 8 日

西東京市選挙管理委員会
委員長 曾根原 良 仁

平成 31 年 2 月 8 日付 在外選挙人名簿に登録する者（1 人）

最 終 住 所	氏 名	生年月日	性別	備 考
東京都西東京市			女	

議案第 37 号

西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 8 日

西東京市選挙管理委員会
委員長 曾根原 良 仁

平成 31 年 2 月 8 日 在外選挙人名簿から抹消される者（4 人）

最 終 住 所	氏 名	生年月日	性別	備 考
東京都西東京市			女	国内の市町村の区域内に住所を定めた 日後 4 か月を経過する者 住定日 平成 30 年 9 月 14 日 (東京都)
東京都西東京市			男	国内の市町村の区域内に住所を定めた 日後 4 か月を経過する者 住定日 平成 30 年 9 月 18 日 (神奈川県)
東京都西東京市			男	国内の市町村の区域内に住所を定めた 日後 4 か月を経過する者 住定日 平成 30 年 9 月 21 日 (東京都)
東京都西東京市			女	国内の市町村の区域内に住所を定めた 日後 4 か月を経過する者 住定日 平成 30 年 9 月 21 日 (東京都)

報告事項

平成 30 年 12 月 23 日執行の西東京市議会議員選挙に対する異議申出について

上記の事項を報告する。

平成 31 年 2 月 8 日

西東京市選挙管理委員会
委員長 曾根原 良 仁

決 定 書

異議申出人

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

上記異議申出人ら（以下「申出人ら」という。）から平成 31 年 1 月 7 日に提起された、平成 30 年 12 月 23 日執行の西東京市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下併せて「本件異議の申出」という。）について、西東京市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を却下する。

理 由

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 206 条第 1 項に定める地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が提起することができるが、その趣旨は、選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する者にその結果の違法を主張する方途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期すことにある。この趣旨に照らせば、同条所定の選挙人とは、選挙区のある選挙においては、当該選挙区に所属し、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する選挙人に限られると解すべきである（最高裁判所昭和 39 年 2 月 26 日判決。）

当委員会の調査の結果、申出人らは、本件選挙の選挙人又は候補者のいずれでもなかった。

したがって、本件選挙において、法第 206 条第 1 項所定の「選挙人」又は「公職の候補者」のいずれにも該当しないことから、本件異議の申出は不適法であり、当委員会の審査の対象とならない。

よって当委員会は、法第 216 条において準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 1 項の規定により、主文のとおり決定する

平成 31 年 1 月 23 日

西東京市選挙管理委員会
委員長 曾根原 良 仁

法第 206 条第 2 項の規定により、この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で東京都選挙管理委員会に審査を申し立てることができます。